

報告第12号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（久美浜町大向 R8.1.23）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月27日提出

京丹後市長 中山 泰

専決第 1 1 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市久美浜町大向地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 8 年 1 月 2 3 日、京丹後市久美浜町大向地内において、本市の除雪業務を受託している事業者が、除雪車を使用し、市道大向区内線の除雪作業を行った際、後方に接近し停車していた相手方の車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 3 2 9 , 8 2 2 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市久美浜町在住 個人